



社会福祉法人福医会

令和6年10月から 社会保険の適用が拡大



令和6年10月からは、従業員数が51人から100人の企業で働く短時間労働者が新たに社会保険の適用対象に。

40時間(常勤)
4種類の社会保険制度加入の義務
40歳以上になると「介護保険」も加入義務の対象
健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
試用期間中であっても社会保険の適用事業所に勤務していれば適用対象となります。

20時間以上(非常勤)
週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
所定内賃金が月額8.8万円以上
※基本給及び諸手当を差します。ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。
2ヶ月を超える雇用の見込みがある、学生ではない
※休学中や夜間学生は加入対象です。

長崎県最低賃金が55円アップ!

最低賃金
953円/時間
令和6年10月12日~

今年度の長崎県の最低賃金について、55円引き上げて953円とするよう長崎労働局に答申しました。

55円の引き上げは、昨年度の45円を上回って、最低賃金が時給の形で示されるようになった平成14年以降、最大となりました。



総務-240309



定額減税期間に留意

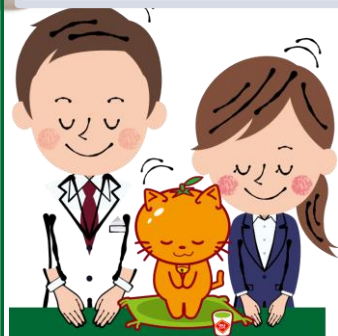
定額減税とは、**4万円(所得税3万円+個人住民税1万円)**を減税する経済施策のことで、



単身者の定額減税額は所得税3万円と住民税1万円の**合計4万円**です。
4人家族の定額減税される金額は、4万円(所得税3万円・住民税1万円)×4人分の**16万円**です。

定額減税額を6月に控除しきれない場合は、翌月に降に持ち越されるため、**相殺し終わるまでの期間は手取り額が増える**ことになります。

令和6年6月から1年の**期間限定**で実施される制度です。



法人本部
問い合わせ
西海市大島町1976-59
0959-34-2288

電気代コスト削減にご協力お願いします。

電気・ガス・水道使用料(量)推移

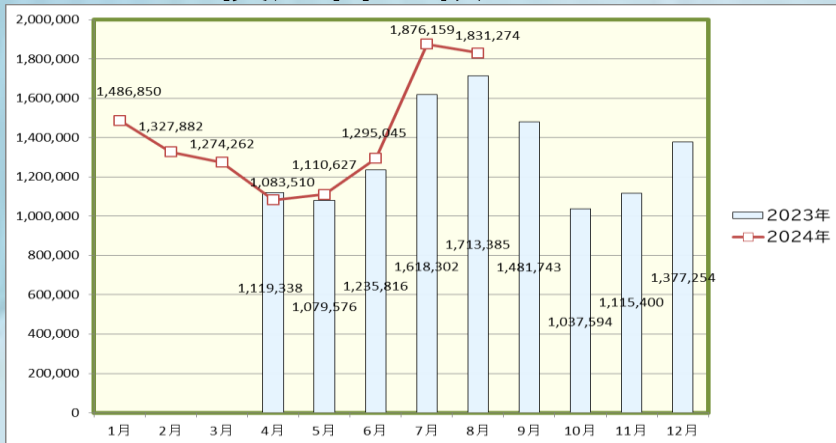
昨年度

今年度実績

8月	¥1,713,385	6.9%	¥1,831,274
	使用量 243kw	8.2%	223kw
9月	¥1,481,743		¥????????
	使用量 151kw		???kw

電気料金値上がりの影響でKW数は前回より8.2%減りましたが、使用料金は6.9%増えています。

使用料比較グラフ



2024年10月使用分(11月請求)については、2024年8・9月使用分より値下りになります。

- ・低圧:2.5円/kWh
- ・高圧:1.3円/kWh

企業 省エネ・CO2削減の教科書 より

九州電力 燃料費等調整単価		燃料費調整単価		離島ユニバーサル サービス調整単価	市場価格 調整単価	合計 (10月分)	前月分 との差
		基準燃料費 調整単価	割引単価 (注2)				
低圧	特定小売 供給約款	1.86(注1)円	▲4.00円	0.02円	—	▲2.12円	0.00円
	需給契約 条件	2.26円				▲1.72円	0.07円
高圧	市場価格 調整適用 のご契約	▲0.25円	▲2.00円		0.00円	▲2.23円	0.03円
	上記以外 (注3)	2.16円			—	0.18円	0.07円
特別高圧	市場価格 調整適用 のご契約	▲0.24円	—		0.00円	▲0.22円	0.04円
	上記以外 (注3)	2.12円			—	—	2.14円